

公民館総合補償制度における新型コロナウイルス感染症の取り扱いについて

1. 特定災害見舞金のお支払いについて

令和2年5月1日以降、公民館総合補償制度にご加入の公民館施設内において新型コロナウイルス感染症患者クラスターが発生した場合、見舞金制度の特定災害見舞金のお支払い対象になりました。

公民館見舞金制度・補則(抜粋)

(新型コロナウイルス感染症クラスター発生にかかる特定災害見舞金の支払い)

第2条 本会は、見舞金制度細則第8条第1項および第2項に定める災害のほか、補償期間内に加入申込書記載の所在地にある公民館施設内(複合施設の場合は、公民館が専有または専用する部分)において新型コロナウイルス感染症のクラスター(患者集団)が発生した場合、特定災害見舞金を支払います。

- 2 前項にいうクラスターとは、感染症法(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律)第15条に基づき自治体・保健所等が行う積極的疫学調査により発生が確認された新型コロナウイルス感染症の患者集団をいいます。

(特定災害見舞金支払い額)

第3条 この補則に基づいて本会が支払う特定災害見舞金の額は、見舞金制度細則・別表7に定める金額とします。

(補則の効力)

第4条 この補則は、令和2年5月1日午後4時以降に補償期間が開始する見舞金制度契約に適用します。

【見舞金制度細則・別表7・特定災害見舞金の額】 ※

加入タイプ	S型	M型	L型	O型
見舞金の額	5万円	6万円	8万円	10万円

※1施設に対しての見舞金

2. 行事傷害補償・職員災害補償における「入院」の取り扱いについて(見舞金制度)

行事傷害補償/疾病死亡弔慰金・疾病入院見舞金および職員災害補償/死亡弔慰金・入院見舞金において、新型コロナウイルス感染症に感染された場合の入院の取り扱いは以下のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症に感染された場合、医師の指示や自治体・保健所の要請の基づく宿泊療養や自宅療養のほか、PCR検査実施前後の自宅待機期間も入院とみなします。

なお、行事傷害補償では、補償対象者が公民館行事参加中、公民館利用中などに新型コロナウイルス感染症の諸症状を発症し、その場から直接医療機関に搬送されて入院(上記のとおり)または死亡された場合が見舞金制度の支払い対象になります。

3. お問い合わせ

本件についてのご不明の点がございましたら、下記のところまでお問い合わせください、

■エコー総合補償サービス(株) TEL 0120-636-717 FAX 0120-226-916